

八重瀬町一般廃棄物処理基本計画改定業務委託

仕様書

令和8年8月

八重瀬町

第1章 総則

本仕様書は、八重瀬町（以下「発注者」という。）が発注する「八重瀬町一般廃棄物処理基本計画策定業務」に適用するものである。

受注者（以下「受注者」という。）は、本仕様書に明記されていない事項については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「ごみ処理基本計画策定指針」（環境省）、「生活排水処理基本計画策定指針」（旧厚生省）、「循環型社会形成推進基本計画」（閣議決定）、「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」（環境省告示）、「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（環境省）、「一般廃棄物処理有料化の手引き」（環境省）及び八重瀬町のごみ処理等に関すること等を適用するものとする。

また、本仕様書に定めなきものであっても、本業務の遂行に必要と認められるものに関しては、発注者との調整のうえ、受注者の責任において実施しなければならない。

1. 業務の目的

本業務は、既存の八重瀬町一般廃棄物処理基本計画（平成29年2月策定）の改定を行うことを目的とするものである。

2. 業務の名称

八重瀬町一般廃棄物処理基本計画策定業務

3. 業務の履行期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日までとする。

4. 業務の範囲

- (1) 対象地域は、八重瀬町内全域とする。
- (2) 対象廃棄物は、一般廃棄物（ごみ及び生活排水）とする。
- (3) 計画策定に当たっての対外打合せや協議等への対応を含むものとする。
- (4) 計画策定に関する審議会運営のサポート
- (5) 八重瀬町一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見募集に関するサポート
- (6) その他本計画策定業務に必要と認められるもの

5. 業務管理

- (1) 受注者は、本計画の目的などを十分に理解し、業務の実施項目、業務内容、実施体制、業務工程等を記載した業務計画書を作成し、発注者の承諾を得なければならない。

- (2) 受注者は、本業務の円滑な進捗を図るため、十分な経験を有する技術者を配置しなければならない。十分な経験とは、過去5年間に於いて沖縄県内の一般廃棄物処理基本計画の策定、改定又は類似業務の実績を有していることを基本とする。

6. 法令等の遵守

本業務の実施に当たっては、下記の法令及び規則等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
- (2) 環境基本法（平成5年法律第91号）
- (3) 循環型社会形成推進基本法（平成12年法律第110号）
- (4) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）
- (5) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (6) 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）
- (7) 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成7年法律第112号）
- (8) 特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）
- (9) 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成24年法律第57号）
- (10) 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律（平成12年法律第116号）
- (11) 食品ロスの削減の推進に関する法律（令和元年法律第19号）
- (12) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）
- (13) その他関係法令、規則、指針等

7. 秘密の保持

受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。履行期間終了後も同様とする。また、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

8. 補償費用等

本業務に伴う土地への立入調査等により、物件に損害又は補償が生じた場合の費用は受注者の負担とする。

9. 提出書類

受注者は、本業務の着手及び完了に当たって、以下の書類を提出するものとする。

- (1) 着手届
- (2) 業務工程表
- (3) 業務計画書
- (4) 管理技術者通知書（主任技術者届及びその経歴書、担当技術者届及びその経歴書等）
- (5) 業務完了通知書

- (6) 納品書
- (7) その他必要な書類

10. 検査及び引渡し

- (1) 受注者は、成果品提出時に発注者の検査を受けなければならない。
- (2) 受注者は、成果品の検査において、発注者から訂正等を指示されたときは速やかにこれ
を処理しなければならない。
- (3) 本業務の完成は、発注者が成果品を検査し、合格したときとする。
- (4) 成果品については、発注者の指示を受けて引渡しするものとする。

11. 資料の貸与

発注者は、本業務に必要な資料を所定の手続きによって貸与するものとする。また、受注者は、業務完了後、速やかに発注者に返却するものとする。

12. 協議

受注者は、本業務の実施に際し、担当者と連絡を密にとること。本仕様書に定める事項について、疑義が生じた場合又は本仕様書に定めなき場合は、速やかに発注者と受注者で協議し、受注者は発注者の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

13. 成果品

- (1) 八重瀬町一般廃棄物処理基本計画（A 4 版、くるみ製本） …………… 20部
- (2) 上記概要版（A 4 版、中綴じ冊子、カラー印刷） …………… 50部
- (3) 上記電子データ …………… 1 式
- (4) その他八重瀬町長が必要と認める資料…………… 1 式

第2章 八重瀬町一般廃棄物処理基本計画の策定

1. 業務内容

一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項（一般廃棄物処理計画）」の規定に基づき策定するものである。

本業務は、八重瀬町内における廃棄物を取り巻く地域の特性、一般廃棄物の処理及び処分の実態を踏まえ、今後の社会経済情勢及び地域の開発計画並びに住民の要望等を念頭に置きつつ、中長期的で総合的な観点から一般廃棄物処理の基本方針を明確にし、この基本方針に基づき循環型社会形成の実現のための現実的かつ具体的な施策の検討を行い、一般廃棄物に係る処理計画を策定するものである。また、本町のごみ処理業務を行っている南部広域行政組合、関係市町の一般廃棄物処理基本計画及び関連計画等との整合も図るものとする。

2. 計画策定に係る基礎資料等の収集整理

計画区域の現状把握のため、以下に示す項目について既存資料の収集、整理及び解析を行う。

- (1) 自然的概況（地理的、地形的、気候的特性等）
- (2) 人口動態
- (3) 産業の動向
- (4) 土地利用の状況
- (5) 開発計画等の将来計画
- (6) 総合計画等との関係
- (7) 環境保全に関する状況
- (8) 一般廃棄物処理施設の整備状況
- (9) その他必要な資料の収集

3. ごみ処理基本計画

「ごみ処理基本計画策定指針」及び「生活排水処理基本計画策定指針」等に基づき策定する。

(1) ごみ処理の状況及び課題

本市のごみ処理に係る実績等について、以下の項目についてとりまとめる。

①ごみ処理フロー

フローチャート等で図示し、本市のごみ処理システムをわかりやすい形で整理する。

②ごみ処理体制

ごみの排出抑制、ごみの分別区分、一般廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分等に係る運営管理体制などを整理する。

③ごみ処理の実績

ごみの種類別発生量、減量化及び再生利用に関する施策、一般廃棄物の収集運搬、中間処理、最終処分、ごみの性状（組成、ごみの発熱量等）等の状況について、過去５年程度の実績を整理する。

④ごみ処理の評価

本市のごみ処理実績等について、沖縄県内他市町村の実績等との比較、国及び沖縄県の目標値との比較、現行計画における目標の達成状況等を整理し、本市のごみ処理の評価を行う。また、各種減量化施策等の実施状況を整理し、評価を行う。

⑤課題の抽出

本市のごみ処理実績、評価結果等に基づき、ごみの排出抑制や収集運搬、中間処理、最終処分などの項目ごとに課題を抽出し整理する。

(2) ごみ処理行政等の動向

国や沖縄県におけるごみ処理行政の動向等について整理する。

具体的には、廃棄物処理法基本方針や各種リサイクル法の施行状況、沖縄県廃棄物処理計画等を参考とすること。

(3) ごみ処理基本計画の基本方針等

ごみ処理に係る本市の特性や関連計画等を踏まえ、ごみ処理を適正に行うための基本方針をとりまとめる。

①基本方針

②他の計画との関連

③計画目標年次

④目標値の設定

(4) ごみ処理基本計画の策定

①ごみの発生量及び処理量の見込み

計画目標年次におけるごみの発生量及び処理量の見込みについて、将来人口の予測及び目標、近年のごみの排出動向等を勘案し、ごみの種類別に定める。

ア 人口及び事業活動等の将来予測等

イ ごみ発生量等の将来予測等

②ごみの排出抑制のための方策

現状のごみの排出抑制のための方策等を踏まえ、将来における当該方策を検討し、また、方策の実施に関する住民、事業者及び行政のそれぞれの役割を定める。

ア 住民の役割

イ 事業者の役割

ウ 行政の役割

③分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

現状のごみの分別区分を踏まえ、将来の資源化計画やごみ処理施設の整備計画等に応じた、将来のごみの分別区分等の検討を行う。

④ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

現状のごみ処理状況、実施者を踏まえ、将来のごみ処理計画、実施者等の検討を行う。

ア 排出抑制及び再資源化計画

イ 収集運搬計画

ウ 中間処理計画

エ 最終処分計画

⑤ごみ処理施設の整備に関する計画

ごみ処理施設については、今後整備が必要と見込まれる施設等について南部広域行政組合等における検討状況等を整理する。

⑥その他ごみ処理に関し必要な事項

災害廃棄物対策、不法投棄及び不適正処理対策、手数料改定等の基本的方向性を検討し、整理する。

4. 生活排水処理基本計画

(1) 生活排水処理の状況及び課題

本市における生活排水処理の状況等について把握し、次の項目についてとりまとめる。

①生活排水処理の状況

ア 生活排水処理の処理体系

イ 生活排水処理の排出状況

ウ 生活排水処理の処理率

エ 課題の抽出

②し尿等収集処理の状況

ア 収集区域

イ 収集運搬の方法

ウ 収集実績

③公共下水道等の整備状況

(2) 生活排水処理基本計画の基本方針等

生活排水処理に係る本市の特性や関連計画を踏まえ、生活排水処理を適正に行うための基本方針をとりまとめる。

- ①基本方針
- ②他の計画との関連
- ③計画目標年次

(3) 生活排水処理基本計画の策定

計画目標年次における生活排水の種類、処理形態別に生活排水処理全体の整合性を図り、その内容を定める。

- ①下水道等整備計画の把握
- ②生活排水処理人口の予測
- ③生活排水対策
- ④し尿及び浄化槽汚泥の処理計画
 - ア 再資源化計画
 - イ 収集運搬計画
 - ウ 中間処理計画
 - エ 最終処分計画

5. 計画作成

前項までの各項目をとりまとめ「八重瀬町一般廃棄物処理基本計画」を作成する。なお、計画はカラー印刷を基本とし、視覚的に理解しやすい内容とする。

6. 審議会用資料作成

本計画の策定にあたって３回程度の開催が予定されている審議会の審議等に必要となる各種資料を作成する。なお、受注者の主任技術者は審議会の全てに出席し、必要に応じ、基本計画の内容等について説明等を行うものとする。